



事業再構築補助金の概要

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します。

◆必須申請要件

①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。

2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。

②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。

③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

【通常枠】

補助額	従業員数20人以下	: 100万円～2,000万円	補助率	中小企業	2/3
	従業員数21～50人	: 100万円～4,000万円		(6,000万円超は1/2)	
	従業員数51～100人	: 100万円～6,000万円		中堅企業	1/2
	従業員数101人以上	: 100万円～8,000万円		(4,000万円超は1/3)	

【大規模賃金引上枠】

必須要件①～③を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助額	従業員数101人以上	: 8,000万円～1億円	補助率	中小企業	2/3（6,000万円超は1/2）
				中堅企業	1/2（4,000万円超は1/3）

【回復・再生応援枠】

必須要件①～③を満たし、かつ以下の①又は②のどちらかを満たすこと

①2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

②中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等から支援を受け再生計画等を策定していること。

補助額	従業員数5人以下	: 100万円～500万円	補助率	中小企業	3/4
	従業員数6～20人	: 100万円～1,000万円		中堅企業	2/3
	従業員数21人以上	: 100万円～1,500万円			

【最低賃金枠】

必須要件①～③を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額	従業員数5人以下	: 100万円～500万円	補助率	中小企業	3/4
	従業員数6～20人	: 100万円～1,000万円		中堅企業	2/3
	従業員数21人以上	: 100万円～1,500万円			

【グリーン成長枠】

以下の要件を全て満たすこと（売上高の減少は求めない）。

①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。

②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成。

③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う。

補助額	中小企業	: 100万円～1億円	補助率	中小企業	1/2
	中堅企業	: 100万円～1.5億円		中堅企業	1/3

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営
→飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業
→衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

製造業

ガソリン車向け部品製造
→グリーン課題の解決に資する取組としてEV向け部品製造の事業を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

●締切り：6月30日

●お問い合わせ：事業再構築補助金事務局コールセンター【9：00～18：00（日祝日を除く）】
＜ナビダイヤル＞0570-012-088 ＜IP電話用＞03-4216-4080

※詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

「兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター」のご案内

事業承継の準備ははじめませんか！おひとりで悩まずお気軽にご相談ください
国が設置した事業承継の相談所

おもな業務

- ◎事業承継（親族内・第三者）に関するご相談 ◎M&Aマッチング支援
- ◎事業承継計画策定支援 ◎事業承継診断、セミナー実施
- ◎経営者保証解除に向けた専門家支援 など

対 象：兵庫県内で事業を行う中小企業・小規模事業者

相談料：無料（ただし、士業などの専門家への報酬やM&Aにかかる手数料はご負担いただきます）

お問い合わせ・事前のご予約はTEL.078-303-2299

兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター 〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館8階



経営のお悩みは 事業支援課へ

＜お悩みの例＞

- 新しく事業を始めたい
- 販路を拡大したい
- 新しい製品を開発したい
- 補助金について知りたい
- 次の世代に事業を承継したい
- 会社の経営を立て直したい
- 人材不足を何とかしたい
- その他経営に関すること全般

兵庫信用金庫はお客様に選ばれる
地域密着の「頼れるパートナー」を目指します

どうぞお気軽にお悩みをお聞かせください。

兵庫信用金庫
業務部事業支援課
TEL:079-282-1263